○外務省告示第四十三号

平成二十二年九月一日に東京で、科学技術における協力に関する日本国政府とスペイン政府との間の協定の署名が行われ、同協定は、平成二十三年一月二十四日に効力を生じた。

平成二十三年二月十四日

外務大臣　前原　誠司

科学技術における協力に関する日本国政府とスペイン政府との間の協定

日本国政府及びスペイン政府（以下「両締約国政府」という。）は、

両国間に存在する緊密かつ友好的な関係を一層促進することを希望し、また、科学的知識が急速に拡大していること並びにそれが二国間の及び国際的な協力の促進に積極的に寄与することを認識し、

平和的目的及び相互の利益のための生産的な協力関係の構築により科学技術における協力の範囲を拡大することを希望し、

科学技術における協力の一層の強化を約束することを確認して、

次のとおり協定した。

第一条

両締約国政府は、相互のかつ衡平な貢献及び利益を基礎として、平和的目的のため、相互間で合意する科学技術の分野における協力活動を発展させる。

第二条

この協定に基づく協力活動の形態には、次の事項を含めることができる。

(a)　各種の形態の会合（科学技術に関する討議及び情報の交換を行うための専門家の会合並びに協力的な方法で効果的に実施することができる研究開発に関する事業及び計画を特定するための専門家の会合を含む。）

(b)　科学技術の研究開発に係る活動、政策、慣行及び法令に関する情報の交換

(c)　一般的な又は特定の事項に関する科学者、技術要員その他の専門家の訪問及び交流

(d)　相互間で合意するその他の形態の協力活動

第三条

1　この協定に基づく特定の協力活動のための細目及び手続を定める実施取決めは、両締約国政府又は両締約国政府の機関のうちいずれか適当なものの間で行うことができる。

2　この協定の効力発生の日までに開始され、かつ、完了していない両締約国政府の間の科学技術の分野における協力活動は、同日にこの協定の下に組み入れられる。

第四条

両締約国政府は、公的部門及び民間部門の研究者及び研究機関に対し、この協定に基づく協力活動への参加を認めることができる。

第五条

1　この協定を効果的に実施するため、両締約国政府は、合同委員会を設置するものとし、同委員会の任務は、次のとおりとする。

(a)　科学技術に係る政策に関する事項について情報及び意見を交換すること。

(b)　この協定に基づく協力活動及び成果を検討し、及び討議すること。

(c)　両締約国政府に対し、この協定の実施に関する勧告（この協定に基づく追加的な協力活動の勧告を含めることができる。）を行うこと。

2　合同委員会は、相互間で合意する時期に、日本国及びスペインにおいて交互に会合する。

第六条

1　いずれの締約国政府も、通常の経路を通じ、かつ、この協定に基づく協力活動に参加する機関の通常の手続に従い、当該協力活動から生ずる財産的価値を有しない性質の科学技術に関する情報を、公衆の利用に供することができる。

2　両締約国政府は、この協定に基づく協力活動から生ずる知的財産権又は財産的価値を有する性質の他の権利の保護及び配分につき十分な考慮を払うものとし、必要に応じ、この目的のために相互に協議する。

第七条

1　両締約国政府によるこの協定の実施については、それぞれ自国の利用可能な予算及び適用可能な法令に従うことを条件とする。

2　この協定に基づく協力活動のための費用については、相互間で合意するところに従って負担する。

第八条

この協定のいかなる規定も、両締約国政府の間の他の協定であって、この協定の署名の日において既存のもの又はその後締結するものの適用に影響を及ぼすものと解してはならない。

第九条

この協定の解釈又は実施から生ずる両締約国政府の間の紛争は、両締約国政府の間の協議を通じて友好的に解決する。

第十条

1　この協定は、両締約国政府が、この協定の効力発生のために必要なそれぞれの内部手続が完了した旨を相互に通告する外交上の公文を交換した日に効力を生ずる。この協定は、五年間効力を有するものとし、その後は、最初の五年の期間の満了時に又はその後のいずれかの時点において、少なくともその六箇月前にいずれか一方の締約国政府が他方の締約国政府に対してこの協定を終了させる意思を書面により通告することによって終了させない限り、引き続き効力を有する。

2　この協定の終了は、この協定に基づいて行う協力活動であって、この協定の終了の時までに完了していないものに影響を及ぼすものではない。

第十一条

この協定は、両締約国政府の間で交換される外交上の公文を通じた両締約国政府の相互の合意により改正することができる。その改正は、前条1に規定する条件と同じ条件で効力を生ずる。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの協定に署名した。

二千十年九月一日に東京で、ひとしく正文である日本語、スペイン語及び英語により本書二通を作成した。

日本国政府のために

岡田克也

スペイン政府のために

クリスティーナ・ガルメンディア

○農林水産省告示第三百九十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十三年二月十四日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　愛知県新城市（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源のかん養

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岩手県庁及び葛巻町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三百九十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十三年二月十四日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　愛知県新城市（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源のかん養

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

三　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　愛知県豊川市（次の図に示す部分に限る。）

(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

二　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　愛知県新城市（次の図に示す部分に限る。）

(二)　保安林として指定された目的　水源のかん養

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

三　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　愛知県新城市（次の図に示す部分に限る。）

(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛知県庁及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）